

## 大阪市こども・子育て支援計画(平成27年度～平成31年度)

## 平成29年度末 目標事業量の達成状況(社会的養護関係)について

取組名		平成31年度 目標事業量	平成29年度末現在
里親委託の推進	里親委託率(里親+FH)	15.30%	14.45%
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	ファミリーホームか所数	12か所	15か所
施設におけるケア単位の小規模化	小規模グループケアのか所数	19か所	25か所
	地域小規模児童養護施設のか所数	12か所	8か所
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童心理治療施設のか所数	3か所	2か所 ※
児童自立生活援助事業 (児童自立援助ホーム)	児童自立援助ホームのか所数	6か所	5か所
児童家庭支援センターの機能充実	児童家庭支援センターのか所数	2か所	1か所

※ 平成31年4月に大阪市立長谷川羽曳野学園の種別変更(児童養護施設 ⇒ 児童心理治療施設)による1か所増を予定

## 大阪市における都道府県推進計画

## 平成29年度末 目標事業量の達成状況

取組名		平成31年度 目標事業量	平成29年度末現在
本体施設	小規模グループケア以外	70.65% (905人)	69.79% (846人)
	小規模グループケア	3.28% (8か所)	9.82% (21か所)
		73.93%	79.61%
グループホーム(GH)	分園型小規模グループケア	5.15% (11か所)	1.98% (4か所)
	地域小規模児童養護施設	5.62% (12か所)	3.96% (8か所)
		10.77%	5.94%
家庭養護	ファミリーホーム	5.62% (12か所)	5.70% (15か所)
	里親	9.68% (124人)	8.75% (106人)
		15.30%	14.45%

## (3) 保護を要するこどもや青少年の養育環境の充実

**施策目標1** 社会的養護の仕組みを充実します**【基本認識】**

親の離婚や虐待などさまざまな理由により、家庭での養育が困難な状況にあるこどもが増加しており、社会的養護の仕組みを充実していく必要があります。それらのこどもたちも家庭的な環境の中で健やかに養育されることが、成長や発達において大切です。しかし、家庭的な環境で養護を行う里親に育てられているこどもは少なく、仕組みの一層の充実が必要です。一方で、多くのこどもが児童養護施設等の施設で生活しており、入所児童数も増加しています。とりわけ、被虐待児の占める割合が増加し、従来の集団的ケアでは、適切な支援が行いにくい状況にもなっています。こどもの大切な生活の場として施設機能を充実するとともに、こどもが抱える背景の多様化、複雑化や、入所しているこどもの高齢化等に対応するため、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。また、全国的に被措置児童等への虐待も課題となっています。社会的養護を担う人材の育成や施設におけるケアの体制を充実するとともに、外部からの評価や検証の仕組みを推進するなど、こどもの権利を擁護する取組を充実していく必要があります。

**【取組の方向】**

家庭的な養護の仕組みを充実するため、里親委託を推進し、社会的養護を担う施設においても、生活環境としての施設機能を充実するとともに、ケア単位の小規模化などにより個々の状況に応じた支援を充実します。また、今後の要保護児童数の増加等に対しては、地域小規模児童養護施設の増設や里親・ファミリーホームの増員・増設により対応します。さらに、社会的養護の質を一層高めるため、研修を充実するなど社会的養護を担う人材の専門性を高めます。また、被措置児童等への虐待に適切に対応する体制づくりや運営の客観性を高める工夫を行うなど、施設の支援機能の質を高め、入所児童の権利擁護を強化します。

**里親制度など家庭的な養護の推進**

家庭での養育が困難なこどもについて、最も家庭環境に近い里親委託を推進し、里親制度の普及と里親開拓を進めます。また、養育里親のみでなく、専門里親、親族里親、週末里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）など個々のこどもに適した多様な養育環境を提供し、家庭的な養護の推進を図ります。

**(155) 里親委託推進 【こども青少年局】**

家庭での養育が困難なこどもの養護として、最も家庭環境に近い里親委託を推進し、里親制度の普及と里親開拓を進めていきます。

事業目標	里親委託率 15.3%
------	-------------

**(156) 里親制度普及・開拓・啓発活動 【こども青少年局】**

大阪市里親会や民間の関係団体と連携するとともに、今後、地域の子育てを支援する団体や市民ボランティアなど市民とも協働し、行政・関係機関・市民が一体となって里親制度の普及・開拓・啓発活動に取り組みます。

(157) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） 【こども青少年局】

個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな養育を行います。

事業目標	ファミリーホームのか所数 12か所
------	-------------------

(158) 里親の研修・支援体制の充実 【こども青少年局】

里親に対する研修の充実や里親からの相談、里親への助言・援助やレスパイトケア、サポート要員の派遣など、個々の里親家庭への総合的な支援を推進します。

**施設機能の向上**  
児童養護施設等に入所しているこどもの安全・安心は、第一義的課題であり、耐震化や老朽化した施設の整備を図るとともに、施設においても、できる限り家庭に近い環境において一定の安定した人間関係のもとでの個別的ケアの実現を図ります。また、虐待を受けたこどもの入所が増加する中、心理的ケアや治療の充実を図ります。

(159) 児童福祉施設の整備 【こども青少年局】

老朽化した施設や耐震化が必要な施設の建替え等の整備を進めます。整備にあたっては、小規模化やユニット化、こどものプライバシーに配慮した環境の整備も、あわせて行います。

(160) 施設におけるケア単位の小規模化 【こども青少年局】

虐待を受けたこどもや愛着障がいのあるこどもへの対応には、大規模な集団によるケアでは限界があります。このため、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の拡充を図り、施設におけるケア単位の小規模化を推進します。

事業目標	小規模グループケアのか所数 19か所
	地域小規模児童養護施設のか所数 12か所

(161) 情緒障害児短期治療施設 【こども青少年局】

心理的、精神的問題を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもとその家族に、専門的な治療や生活指導を行います。

事業目標	情緒障害児短期治療施設のか所数 3か所
------	---------------------

**社会的養護を担う人材確保と資質の向上**  
社会的養護の質を確保するため、担い手となる人材及びその専門性を確保するとともに、計画的に育成するための仕組みの整備を図ります。

(162) 児童養護施設等職員に対する研修 【こども青少年局】

施設職員の専門性を高めるための研修やこどもの権利に関する意識を高める研修、また施設における組織的なケアの向上と人材育成を可能とするスーパーバイザー養成研修などを行います。

## こどもの権利擁護の強化

社会的養護のもとで暮らすこどもたちは、措置により生活が決定されることとなるため、被措置児童等虐待等を予防し、措置されたこどもたちの権利擁護を図るための取組やこどもの意見に配慮した客観性のある施設運営を図るための取組を進めます。

### (163) 被措置児童等虐待予防への取組 【こども青少年局】

こどもの権利擁護という観点から、こどもたちが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立していくための環境を整える取組を、行政機関、施設など関係機関が共通の認識を持ち、被措置児童等虐待を予防するための取組を進めます。また、施設運営については、施設職員相互に意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めることや、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織づくりを進めることなど、開かれた施設運営をめざします。

## 施策目標2 家庭の養育機能に対する支援を充実します

### 【基本認識】

家庭において適切な養育を受けることができないこどもに対して、里親や施設により社会的養護を提供することはもとより、家庭で生活することもが健やかにはぐくまれるよう、子育て家庭への支援を充実していく必要があります。とりわけ、虐待の危険性が高いなど、さまざまな課題を抱える子育て家庭に対して、こどもと保護者が地域で家庭生活を営むことができるように支援していくことが重要です。

### 【取組の方向】

家庭の養育機能を回復するため、こども相談センターや児童家庭支援センター、区保健福祉センター等の関係機関が連携し、保護者指導やこどもと保護者の関係性に着目した助言など、個々の状況に応じた支援を推進します。

## 家庭支援機能等の強化

在宅で生活を続けるこどもや、施設を退所後に家庭復帰するこどもたちの健やかな育ちを支援するために、地域における家庭を支援するさまざまな機能を強化します。

### (164) 児童家庭支援センターの機能充実 【こども青少年局】

虐待のおそれのある家庭等における児童や保護者に専門的な指導・助言・治療を行うとともに、こども相談センターと連携し、各区要保護児童対策地域協議会に対する助言や日常的な連携を図る機関として児童家庭支援センターの機能充実を図ります。

事業目標	児童家庭支援センターの在所数 2か所
------	--------------------

### (165) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 【こども青少年局】

各区保健福祉センター子育て支援室職員や各区要保護児童対策地域協議会構成員のレベルアップを図るための研修等を実施し、協議会の専門性の向上を図るとともに、協議会の活性化により地域における児童虐待防止や子育てを支援するネットワークを強化します。

### (92) こども相談センターにおける相談や支援 【こども青少年局】 ⇒ 73ページ再掲

### (146) 養育支援訪問事業（子ども家庭支援員による育児相談支援事業・エンゼルサポーター派遣事業）【こども青少年局】 ⇒ 92ページ再掲

### 施策目標3 社会的自立を支援する仕組みを充実します

#### 【基本認識】

社会的養護の最終的な目標は、こどもが自立した社会人として生活できるように支援することです。社会的養護のもとで育ったこどもができるだけ円滑に社会で自立した生活を継続して送っていきけるよう支援していく必要があります。そのためには、養護期間を通じて、こどもが社会性を獲得し、自立することを見据えて適切な支援を行っていく必要があります。また、施設等を退所し、自立するにあたって保護者等から支援を受けられない場合も多く、さまざまな課題を抱える可能性が高いことから、就職や進学などの各段階で、身近な地域で関係機関等が連携しながら支援する仕組みを充実していく必要があります。

#### 【取組の方向】

社会的養護のもとで育った施設退所児童等の社会的な自立を支援するため、共同生活の場を提供し、生活設計や就労に関する相談や生活指導など総合的な支援を推進します。また、気軽に相談できる拠点づくりなど、地域生活を送るうえで必要な支援の仕組みを充実します。

#### 社会的養護のもとで育ったこどもへの社会的自立の支援の充実

社会的養護のもとで育ったこどもに対し、施設入所中からの自立に向けた支援と施設退所後における生活設計や就労相談、生活指導、共同生活の場の提供など、総合的な自立支援を進めます。さらに、気軽に相談できる拠点づくりや当事者を中心とした自助グループ育成支援を進め、社会的自立を支援します。

#### (166) 施設退所児童等に対する指導や支援 【こども青少年局】

児童養護施設等退所予定児童や退所し就職した児童が、社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等及び個別ケースに対する適切な就業環境を得るための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行います。

#### (167) 児童自立生活援助事業 【こども青少年局】

児童養護施設等を退所し、自立のための援助や生活指導等が必要と認められた児童に対し、就労への取組及び職場の対人関係についての援助・指導を行い、児童の社会的自立を支援します。

事業目標	児童自立援助ホームのか所数 6か所
------	-------------------

#### (168) 施設における自立支援事業 【こども青少年局】

児童養護施設等において、基礎学習指導をはじめ長期的な視点で施設入所児童の退所後を見据えた社会的自立を支援します。

## 大阪市の社会的養護関係施設入所状況

## 1 市管児童福祉施設入所数(平成30年1月1日現在)

施設名	定員	暫定定員	在籍数		計
			市	他都市	
児童養護施設	917	828	660	37	697
乳児院	218	203	153	9	162
児童心理治療施設	90	81	65	3	68
児童自立支援施設	124	65	44	15	59
合計	1,349	1,177	922	64	986

## 2 本市措置児童委託先内訳

入所先	措置児童数			
	児童養護	乳児院	児童心理治療施設	児童自立支援施設
市管施設	660	153	65	44
府管施設	101	5	3	5
堺市	55	0	0	0
その他	54	5	4	2
計	870	163	72	51

## 3 里親委託数

登録里親数	委託里親数	委託児童数
136	58	105

## 4 ファミリーホーム委託数

設置数	委託箇所数	委託児童数
15	15	63

## 児童福祉専門分科会ワーキング（仮称）について

### （1）設置の趣旨

本市の社会的養育推進計画の策定に係る各課題について、意見聴取するために「大阪市児童福祉専門分科会ワーキング（以下「ワーキング」という。）（仮称）」を設置する。

### （2）主な検討内容

- ・本市社会的養育推進計画について

### （3）メンバー構成

- ・児童福祉の学識経験者
- ・弁護士
- ・児童福祉事業に従事する者
- ・里親経験者

### （4）スケジュール（案）

- ・平成 30 年 9 月に、第 1 回ワーキング開催  
その後、各項目の意見聴取のため、随時、ワーキング開催  
4 月以降は、必要に応じて開催
- ・児童福祉専門分科会へ随時報告を行う。

※ 12 月に児童福祉専門分科会は大阪市社会福祉審議会より独立し、大阪市児童福祉審議会となる予定であり、合わせて、当ワーキングは児童福祉審議会内の一専門部会となる予定です。

